

調査票の記入に係る留意事項

I. 賃金の改善度（別紙様式1） ※提出期限：令和7年11月28日

（1）調査対象期間

- ・ 令和7年2月～4月

（2）対象となる運転者

調査対象期間に在籍していた全ての運転者（ただし、以下の者を除く。）

- ・ 会社役員
- ・ 他の事業（乗合バス事業、貸切バス事業等）の運転者を兼務する者
- ・ 都市型ハイヤー（注1）の専属運転者
- ・ 福祉車両（注2）の専属運転者

（3）記入時の留意事項

- ① 調査票枠外の「本調査の記入方法」に従って記入して下さい。
- ② 調査対象期間の途中で雇用・退職した運転者も調査対象者に含まれます（例えば、令和7年2月に退職した運転者や、令和7年4月に雇用した運転者も対象者に含まれます。）。
- ③ 「勤務・給与体系、性別」は、以下のとおり記入して下さい。
 - ・ 「隔日」「日勤（昼）」「日勤（夜）」「その他（短時間等）」の別に該当する運転者数を記入して下さい。
 - ※ 定時制乗務員は、「その他（短時間等）」に計上して下さい。
 - ※ 「日勤（夜）」は、「1勤務が日勤勤務の拘束時間内で行われるが、勤務時間帯が午前0時を挟む2暦日にわたるもの」をいいます。
 - ・ 女性の場合は「女性」にも計上して下さい。
- ⑤ 「年齢階層」は、調査年度末現在の年齢（例えば、令和6年度の調査であれば令和7年3月末現在の年齢）を基に記入して下さい。
- ⑥ 賃金の支払い月は、賃金計算期間の末日が属する月となります。
（例えば、賃金計算期間が令和7年1月21日から同年2月20日の場合は、「令和7年2月」の欄に記入して下さい。）
- ⑦ 2月から4月の途中での退職、休職、職種変更等により、賃金支払総額、総労働時間、総売上が「0」となる月がある場合は、当該月は「0」と記入して下さい。
- ⑧ 休業による休業手当等については、賃金支払総額から除いて下さい。
- ⑨ 「基本給」は、賃金台帳の「基本給」をそのまま記入して下さい。

II. 適正化事業・活性化事業（別紙様式2） ※提出期限：令和7年11月28日

（1）調査対象期間

- ・ 令和6年度

（2）記入時の留意事項

1. 適正化事業

【③運転者負担の有無】

- ・ 調査年度末時点における該当の有無を記入して下さい。
- ・ 「公共的割引料金」は、平成14年1月17日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」1. (3)ハに定める、身体障害者割引、知的障害者割引等をいいます。

【④平均車齢】

- ・ 調査年度末時点における、タクシー及びその他ハイヤー（注1）の平均車齢を記入して下さい。
- ・ 個々の車両の車齢については、車検証の初度登録年月を起算とし、1年未満の端数は切り捨てして下さい。（例：初度登録年月が令和5年4月の車両の、令和7年3月末の車齢＝1年11ヶ月→1年）

- ・ 平均車齢は、上記により求めた各車両の車齢の総和÷総台数により算出して下さい。

【⑤－１キャリアパス明示・スキル評価の有無】

- ・ 調査対象年度において該当がある（実績がある）場合には「○」を記入して下さい。
- ・ キャリアパスとは、例えば、乗務員から管理職への昇格制度や、他の職種への変更基準を乗務員に明示しているものが該当します。

2. 活性化事業

- ・ 「妊婦・子ども向けタクシー」「UD 研修の受講」「観光タクシー」「外国語講習」の「受講又は認定運転者数」は、調査対象年度末時点における延べ受講又は認定運転者数を記載して下さい。なお、受講又は認定後に退職した運転者もカウントして構いません（単純に受講又は認定運転者数の累計を記載して下さい。）。
- ・ 「環境対応車」は、電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む。）及び燃料電池自動車が該当します（ガソリン燃料等のハイブリッド車は該当しません。）。
- ・ 「先進安全自動車」は、事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援）における補助対象機器等を搭載している自動車をいいます。
- ・ 「クレジットカード・電子マネー」については、クレジットカード、電子マネー（交通系 IC カード等）のいずれかを導入済みである場合は、「○」を記入して下さい。

（注 1）「都市型ハイヤー」とは、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示」（平成 26 年国土交通省告示第 59 号）第 1 号に規定するハイヤーをいい、「その他ハイヤー」とは、第 2 号に規定するハイヤーをいいます。

（注 2）「福祉車両」とは、タクシー・ハイヤー（一般の需要に応じることができる事業用自動車）以外の事業用自動車をいいます。